

傷害保険

●ご契約のしおり●

普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、傷害保険について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、ご締結いただいで有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく代理店または弊社社員におたずねください。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

【保険に関するご質問・ご相談・ご連絡窓口】

●電話番号はおかけ間違いのないように●

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災 **お客さまセンター**

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後6:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00

※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 **セーフティ24コンタクトセンター**

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 **お客さまの声室**

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後7:00

※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人
日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日
午前9:15～午後5:00
(12月30日～1月4日を除きます。)

※電話料金はお客さま
負担となります。

◆ 目 次 ◆

傷害保険 重要事項説明書

契約概要のご説明	1
1. 商品の仕組みおよび引受条件等	
1 商品の仕組み	
2 補償内容	
3 ご希望によりセットできる主な特約とその概要	
4 保険期間	
5 引受条件（保険金額等）	
2. 保険料	
3. 保険料の払込方法	
4. 満期返れい金・契約者配当金	
5. 解約返れい金の有無	
注意喚起情報のご説明	4
1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について	
2. 告知義務・通知義務等	
1 契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）	
2 契約締結後の留意事項（通知義務等）	
3 保険金額の累積による解除について	
3. 重大事由による解除	
4. 保険責任開始期	
5. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）	
6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い	
7. 解約と解約返れい金	
8. 保険会社破綻時等の取扱い	
9. 事故が発生した場合の手続	
契約概要・注意喚起情報のほか、ご注意いただきたいこと	7
1. ご契約時にご注意いただきたいこと	
2. ご契約後にご注意いただきたいこと	
用語のご説明	

普通保険約款・特約

傷害保険普通保険約款 8

ご契約の保険証券の特約欄または保険金額欄に下表「略称」欄の記載がある場合、その特約がセットされています。

特約名称	略称	掲載頁
就業中の危険補償対象外特約	就業中対象外	15
就業中のみの危険補償特約	就業中のみ	15
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	死亡・後遺・入院・手術のみ支払	15
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	死亡・後遺障害のみ支払	15
死亡保険金のみの支払特約	死亡保険金のみの支払	15
死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	死亡・入院・手術・通院のみ支払	15
死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	死亡・入院・手術のみ支払	15
後遺障害保険金のみの支払特約	後遺障害保険金のみの支払	15
後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	後遺障害・入院・手術・通院のみ支払	15
後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	後遺障害・入院・手術のみ支払	15
入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	入院・手術・通院のみ支払	15
入院保険金および手術保険金のみの支払特約	入院・手術のみ支払	15
入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（365日用）	入院保険金支払日数延長（365日用）	15
入院保険金の7日間2倍支払特約	入院7日間2倍支払	16
天災危険補償特約	天災危険	16
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	特定感染症（後遺・入・通）	16
個人賠償責任特約	個人賠償責任	18
家族被保険者の範囲拡大に関する特約（個人賠償責任特約用）	（この特約は、個人賠償責任特約に自動的にセットされます。）	20
賠償事故解決特約	賠償事故解決	20
運動危険補償特約	運動危険	21
特別危険補償特約	特別危険	21
保険料分割払特約	保険料分割払	21
保険料分割払特約（一般団体契約用）	保険料分割払（一般団体用）	22
保険料支払猶予特約	支払猶予	23
※ 自動継続特約	自動継続	23
初回保険料口座振替特約	初回口振	23
クレジットカード払特約	クレジットカード払	24
企業等の傷害保険金受取特約	企業等傷害保険金受取	24
企業等の災害補償規定等特約	災害補償規定等特約	25
準記名式契約特約（全員付保）（同一保険金額用）	準記名式契約（全員・同額）	25
準記名式契約特約（全員付保）（職名等別保険金額用）	準記名式契約（全員・職別）	25
準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）	準記名式契約（一部・同額）	26
準記名式契約特約（一部付保）（職名等別保険金額用）	準記名式契約（一部・職別）	26
通算短期率特約（団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用）	通算短期率（活動日特定）	27
通算短期率特約（前年活動実績方式または平均活動日数方式用）	通算短期率（前年実績・平均活動）	27
1割以内異動不精算特約	1割以内異動不精算	27
管理下中の傷害危険補償特約	管理下中のみ	27
行事参加者の傷害危険補償特約	行事参加者の傷害危険補償	27
施設入場者の傷害危険補償特約	施設入場者の傷害危険補償	28
※ バッティングセンター内における傷害危険補償特約	バッティングセンター傷害危険補償	28
※ ゴルフ場における落雷による傷害危険補償特約	ゴルフ場における落雷による傷害危険補償特約	28
交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約	交通乗用具搭乗中	29

※新規のご契約はお取扱いしておりません。

特約名称	略称	掲載頁
自動車運転中の傷害危険補償特約（運転者記名・車特定方式用）	自動車運転中 （1名記名・車1台特定）又は（3名記名・車1台特定）	29
自動車運転中の傷害危険補償特約（運転者記名・車不特定方式用）	自動車運転中（1名記名・車不特定）	29
自動車運転中の傷害危険補償特約（運転者無記名・車特定方式用）	自動車運転中（無記名・車1台特定）	29
自動車搭乗中の傷害危険補償特約（車特定方式用）	自動車搭乗中（車特定）	29
自動車搭乗中の傷害危険補償特約（車不特定方式用）	自動車搭乗中（車不特定）	29
貸馬搭乗中の傷害危険補償特約	貸馬搭乗中	29
包括契約特約（毎月報告・毎月精算用）	包括（毎月、毎月）	30
包括契約特約（毎月報告・一括精算用）	包括（毎月、一括）	30
包括契約特約（一括報告・一括精算用）	包括（一括、一括）	31
スポーツ団体傷害保険特約	スポーツ団体傷害	31
P T A 団体傷害保険特約	P T A 団体傷害	31
シルバー人材センター団体傷害保険特約	シルバー人材センター団体傷害	32
老人クラブ団体傷害保険特約	老人クラブ団体傷害	32
細菌性・ウイルス性食中毒補償特約（老人クラブ団体傷害保険用）	食中毒（老人クラブ）	33
学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）	学校契約（学校の管理下のみ補償；フランチャイズなし）	33
留守家庭児童団体傷害保険特約	留守家庭児童団体傷害	34
行政委嘱委員団体傷害保険特約	行政委嘱委員	35
往復途上傷害危険補償特約	往復途上危険補償	36
共同保険特約	共同保険	36
訴訟の提起特約	（この特約は全ての保険契約にセットされます。）	36
条件付テロ危険補償特約	（この特約は全ての保険契約にセットされます。）	36
保険料払込猶予特約	（この特約は特定の要件※を満たす保険契約にセットされます。） ※巻末をご参照ください。	36
保険責任期間延長特約		36
保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）		36

傷害保険 重要事項説明書

契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

この保険は、国内・海外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合などに保険金をお支払いします。

2 補償内容

(1) 主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）

お支払いする主な保険金は次のとおりです。セットする特約により、下記の支払事由が制限または拡大されることがあります。詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

保険金の種類	主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）
死亡保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注) 保険期間中の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。
後遺障害保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて普通保険約款別表 3 に定める保険金支払割合（4%～100%） (注1) お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2) 既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合※を控除して保険金をお支払いする場合があります。
入院保険金	ケガにより入院された場合に、[入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。
手術保険金	ケガの治療のため所定の手術※を受けられた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。ただし、1 事故につき事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。 ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10倍＝手術保険金の額 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5倍＝手術保険金の額 ※所定の手術とは、次の A または B をいいます。 A. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。）ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。 B. 先進医療に該当する手術
通院保険金	ケガにより通院（通院に準じた状態※および往診を含みます。）された場合に、[通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に対して、90 日を限度とします。 ※骨折、脱臼、靭帯損傷等で、普通保険約款別表 4 に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した状態をいいます。

(2) ◆主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- ① 病気・心神喪失等およびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをされた場合など）
- ② 妊娠・出産・早産を原因としたケガ
- ③ 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ
- ④ スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など

3 ご希望によりセットできる主な特約とその概要

この保険にセットできる主な特約とその概要を記載しています。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

特約の名称	概要
個人賠償責任特約	日本国内において、被保険者が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 (注1) 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注2) この特約における被保険者の範囲は、ご本人のほか、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子となります。 なお、ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故のときに限り、そのご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者も被保険者の範囲に含まれます。 (注3) この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士を選任を含みます。）は原則として弊社で行います。
入院保険金の7日間2倍支払特約	入院保険金をお支払いする場合、最初の7日間に限り、入院保険金を2倍にしてお支払いします。
入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（365日用）	入院保険金および手術保険金のお支払対象期間を、事故の発生の日からその日を含めて365日までに延長します。 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金を支払うべき入院を開始された場合に限りです。

◆特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

4 保険期間

この保険の保険期間は原則として1年でご設定ください。なお、保険期間が1年未満の短期契約も可能です。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

5 引受条件（保険金額等）

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書等にてご確認ください。

- (1) 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- (2) 入院保険金日額、通院保険金日額にはそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- (3) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。
- (4) 死亡に関する保険金額は、次の①、②のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
 - ① 満15歳未満の方を被保険者とする場合
 - ② 被保険者の同意を得ていない場合（ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。）

(注) 一般団体契約等、ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- (5) 被保険者の年齢によっては、継続契約であってもご契約をお引受けできない場合があります。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容（仕事中のケガにも保険金をお支払いするご契約のみ）等により決定されます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書等にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法および払込手段は、以下の方法からお選びください。詳しくは、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでお問い合わせください。

払込手段	払込方法		
	一時払	分割払 ※1	
		初回保険料	2回目以降
口座振替方式	○ ※2	○ ※2	○
直接集金方式	○	○	○
クレジットカード払方式 ※3	○	○	× ※4

※1 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

※2 「初回保険料口座振替特約」がセットされた契約に限ります。

※3 クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

※4 クレジットカード払方式を選択いただいた場合、2回目以降の保険料は、口座振替方式または直接集金方式によります。

（注1）包括契約方式の場合、払込方法は上記と異なります。

（注2）分割払をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

ご契約いただくお客さまへのお願い

ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

注意喚起情報のご説明

- ご契約に際してお客さまにとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

この商品は、ご契約のお申込み後のクーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

1 契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）

(1) ◆告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社が質問する重要な事項について事実を正確に回答していただく義務（告知義務）があります。申込書の告知事項について記載がなかったり、記載内容が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

【告知事項】

- ①被保険者の職業・職務
- ②他の同種の保険契約・共済契約の有無。有の場合は、その金額
- ③被保険者の人数（準記名式契約の場合）

(2) ◆死亡保険金受取人の指定・変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を死亡保険金受取人とされる場合または死亡保険金受取人を変更される場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままご契約をされた場合で、死亡保険金受取人が法定相続人以外の場合は、保険契約は無効となります。

2 契約締結後の留意事項（通知義務等）

(1) ◆通知義務

ご契約後、次の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・営業社員にご通知ください。故意または重大な過失により、遅滞なくご通知いただけなかった場合、変更後に生じた事故によるケガ等については、お支払いする保険金を削減させていただくことがあります。

【通知事項】

- ①被保険者の職業・職務
- ②被保険者の人数（準記名式契約の場合）

(2) ◆引受範囲外

変更後のお仕事の内容が弊社のお引受可能な範囲を超える場合（プロボクサー、プロレスラー、力士等）には、保険契約を解除する場合があります。保険契約を解除した場合におきまして、そのお仕事の変更に生じた事故については保険金をお支払いいたしません。

(3) ◆被保険者による保険契約の解除請求

ご契約者と異なる方を被保険者とする契約において、この保険契約の被保険者となることについて同意をしていなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者はご契約者に対してこの保険契約の解除を求めることができます。被保険者からの解除の請求があった場合には、ただちに取扱代理店・営業社員までご通知ください。

(4) ◆その他ご連絡いただきたい事項

ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。

3 保険金額の累積による解除について

◆他の保険契約との重複により保険金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態となった場合、弊社はこの保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による解除

◆ 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除させていただくことや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせた場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

4. 保険責任開始期

- (1) ◆ 保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。
- (2) ◆ 「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットした場合は、保険料の払込猶予があります。払込猶予の期間内に所定の保険料のお支払いがない場合、保険期間の初日以降に発生した事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。また、上記特約などをセットせず保険料の払込猶予がないご契約の保険料はご契約と同時に申し込んでください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

5. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

◆ この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

- ① ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によるケガ
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為などによるケガ
- ③ 戦争、外国の武力行使、暴動等によって生じたケガ
- ④ 核燃料物質等によって生じたケガ
- ⑤ 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
- ⑥ むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) ◆ 第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日※1までにお支払いください。口座振替方式の場合は払込期日の属する月の翌々月末日※2、直接集金方式の場合は払込期日の属する月の翌月末日までお支払いの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日の翌日以後に生じた事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくこともあります。
※1 口座振替方式の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。
※2 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限り、翌々月末日となります。それ以外の場合には、翌月末日が猶予期限となります。
- (2) ◆ 分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生したときには、未払込の保険料をご請求させていただくことがあります。

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還される保険料は、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。この保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますが、全額補償されるものではありません。

保険金、解約返れい金等は原則として次の割合で補償されます。

補償割合	保険金	解約返れい金
	100 % (破綻後3か月以内の事故) 80 % (破綻後3か月経過後の事故)	80 %

詳しくは、弊社ウェブサイト (<http://www.fujikasai.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせ下さい。

9. 事故が発生した場合の手続

- (1) この保険契約で保険金をお支払いする事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。
- (2) 被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人等）がいらっしゃらない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（①の配偶者がいらっしゃらない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合）
 - ③ ①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族（①、②の方がいずれもいらっしゃらない場合または①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合）
- (3) 賠償責任に関する特約をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者の方から損害賠償請求を受けられた、または訴訟された場合は、ただちにご連絡ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (4) 保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますので、注意してください。
- (5) 保険金を請求する際には、次表のうち弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書など
請求権者であることの確認	戸籍謄本など
保険事故発生の確認	交通事故証明書など
損害額の確認	診断書など
被保険者であることの確認	健康保険証（写）、住民票、従業員証明書など
その他	同意書（医療機関照会用）、運転免許証（写）など

弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、普通保険約款・特約に定めております特別な調査等が必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

契約概要・注意喚起情報のほか、ご注意いただきたいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
 - (2) ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しないときは、弊社取扱営業店にご照会ください。
 - (3) 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
 - (4) ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
 - (5) 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結時および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いられません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。
- (注) 具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。
- (6) 「お客さまに関する情報のお取り扱い」に関するご説明を申込書「お客さま控」の裏面に記載しておりますのであわせてお読みください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 保険証券は大切に保管してください。
- (2) 「自動継続特約」がセットされた場合で、ご契約の満了日の前月10日までに、弊社またはご契約者から特段の意思表示のない場合には、満了日の内容と同一の内容で自動的にご契約を継続します。また、保険期間の途中で保険料率（保険料）が改定された場合、継続契約から保険料率（保険料）を変更させていただきますので、ご了承ください。
- (3) 包括契約にてご契約いただく場合の保険料は「暫定保険料」となっております。毎月一定日（または保険契約満了後）までに確定した人数等の報告をしていただき、それに基づいた「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算いただきます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- (4) ご契約者は、被保険者が死亡されるまでは、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、弊社へのご通知が必要となります。また、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

用語のご説明

この説明書において使用している用語のご説明です。（50音順に記載しています。）

用語	ご説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時に失効することをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、 （注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、 ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療

	器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（注）をいいます。 （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日（ <small>さかのぼ</small> ）に遡って失効することをいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
（注）以下「事故」といいます。
(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注5) 使用済燃料を含みます。
(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。
第4条(保険金を支払わない場合—の2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払いません。
イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を用いている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条(後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} \times \text{後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日から

- (2) (1)の期間内は、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同条附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります(注1)。
 - ① 入院中(注2)に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

(注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によりります。

(注2) 第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条(通院保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定する目的に被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険金を受け取るべき者が治療をせざなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - ⑤ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実を告げることが妨げた場合
 - ⑥ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることをもめた場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることがもめた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (6) (3)⑤および⑥の規定は、(3)⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更前の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更後の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたとのものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第14条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第15条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当

社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条(重大事由による保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社へのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (1)②③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りです。

第20条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合(注) その被保険者に係る部分に限りです。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

第21条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 第12条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもつて計算した保険料を返還または請求します。
(注1) 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
(注1) 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (6) (1)および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還—取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 次に掲げる規定のいずれかにより、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 - ① 第12条（告知義務）（2）
 - ② 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）
 - ③ 第19条（重大事由による保険契約の解除）（1）
 - ④ 第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第19条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
(注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (4) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
(注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (5) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

第26条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これを応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について不十分の事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
イ. 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
イ. 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
ウ. 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りです。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合

第28条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1)当会社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払に当たり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。

第30条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条(死亡保険金受取人の変更)

(1)保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人としてします。

(2)保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4)(3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後、保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(5)保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な宣言によって行うことができます。

(6)(5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができます。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後、保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8)死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人としてします。

(注)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人としてします。

(9)保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条(保険契約者の変更)

(1)保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1)この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3)保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条(契約内容の登録)

(1)当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会(注)に登録します。

① 保険契約者の氏名、住所および生年月日

② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別

③ 被保険者の同意の有無

④ 死亡保険金受取人の氏名

⑤ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額

⑥ 保険期間

⑦ 当会社名

(注)以下「協会」といいます。

(2)各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるとします。

(3)各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4)協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5)保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第36条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ホブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動(注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等を含みます。)を除きます。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合—その2)②の職業

オートバスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、オートボード競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) テストライダーを含みます。

(注2) 動物園の飼育係を含みます。

(注3) レフリーを含みます。

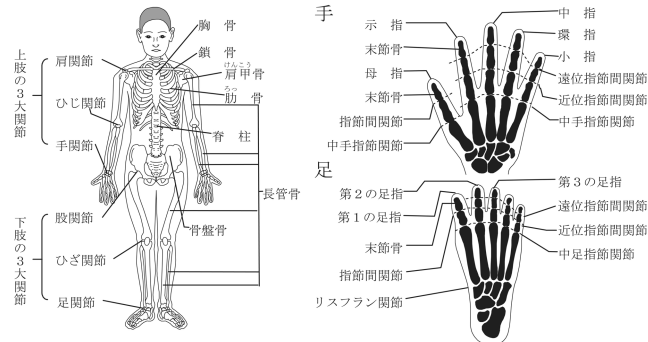
別表3 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼やくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
第7級	(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したものの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼やくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %
第 12 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10 %
第 13 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %
第 14 級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

注 1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注 2 関節等の説明図



別表 4 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の 3 大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- 注 1. から 3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の 3 大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表 3・注 2 の図に示すところによります。

別表 5 短期利率表

短期利率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7 日まで	10
15 日まで	15
1 か月まで	25
2 か月まで	35
3 か月まで	45
4 か月まで	55
5 か月まで	65
6 か月まで	70
7 か月まで	75
8 か月まで	80
9 か月まで	85
10 か月まで	90
11 か月まで	95
1 年まで	100

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○
13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

就業中の危険補償対象外特約

当社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
（注）通勤途上を含みません。

就業中のみ危険補償特約

当社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に限り、保険金を支払います。
（注）通勤途上を含みます。

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

死亡保険金および後遺障害保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

死亡保険金のみ支払特約

第1条（死亡保険金のみ支払）

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

第2条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約により、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第15条（保険契約の無効）②
「② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかった場合」
- ② 普通保険約款第32条（死亡保険金受取人の変更）（7）
「（7）（2）および（5）の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。」

死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

後遺障害保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金のみを支払うものとします。

後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

入院保険金、手術保険金および通院保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

入院保険金および手術保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（365日用）

第1条（入院保険金および手術保険金支払日数延長）

（1）当社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合には、入院保険金を支払います。

（2）普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の規定にかかわ

らず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて 365 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、被保険者が事故の発生日からその日を含めて 365 日以内に普通保険約款第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）(4) に規定する手術を受けた場合は、同条（4）の規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

第 2 条（普通保険約款の読み替え）

- この特約が付帯された保険契約については、普通保険約款第 27 条（保険金の請求）(1) ③の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ③ 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア. 被保険者が被った第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
- イ. 事故の発生日からその日を含めて 365 日を経過した時

入院保険金の 7 日間 2 倍支払特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払事由	普通保険約款第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）(1) に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由に該当した場合には、入院保険金支払事由に該当した期間の最初の 7 日間（注）に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）(4) に規定する入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{普通保険約款第 7 条 (1) から (3) までの} \quad \times \quad 2 = \text{入院保険金の額}$$

規定により支払われる入院保険金

- (注) 入院保険金支払事由に該当した期間が 7 日間未満の場合には、入院保険金支払事由に該当した期間とします。
- (2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1) の規定により入院保険金の 2 倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

天災危険補償特約

第 1 条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約により、普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合—その 1）(1) ①および②の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第 2 条（保険金支払時期に関する特則）

- この特約を付帯した契約について、普通保険約款第 28 条（保険金の支払時期）(1) の確認をするために、下欄に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、その調査を同条 (2) の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注）からその日を含めて下欄に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知をするものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 365 日

- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第 27 条（保険金の請求）(2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 2 項の規定による就業制限をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項から第 4 項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1) の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。以下同様とします。

第 3 条（保険金を支払わない場合—その 1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注 2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注 3）
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (注 1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- (注 2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- (注 3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注 4) 使用済燃料を含みます。
- (注 5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第 4 条（保険金を支払わない場合—その 2）

- (1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて 10 日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第 5 条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \quad \times \quad \frac{\text{普通保険約款別表 3 に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金}}{\text{等級の後遺障害に対する保険金}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

支払割合

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 普通保険約款別表 3 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の特定感染症の発病により、2 種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 普通保険約款別表 3 の第 1 級から第 5 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表 3 の第 1 級から第 8 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表 3 の第 1 級から第 13 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{普通保険約款別表 3 に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

- (6) この特約の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて (注)、次の額をもって限度とします。

普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）
保険金額 - および（1）から（5）までの規定に基づき支 = 限度額
払った後遺障害保険金の額

（注）保険期間が1年間を超える保険契約においては、同一保険年度（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれ保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。）内に生じた事故による傷害または発病した特定感染症に対して

第6条（入院保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- （2）当社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。
- （3）（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がなされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
- （注）医療給付関係各法の適用がなれない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- （4）被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- （2）当社は、（1）の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- （3）被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病したとしても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款の支払保険金に関する特別）

- （1）普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- （2）普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- （3）被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。
- （4）第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。
- （5）被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（発病の通知）

- （1）被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- （1）当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行わせることができるものとします。
 - ① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
イ. 特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時
 - ② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. 被保険者が発病した第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時
イ. 特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- ③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者が発病した第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時
イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
ウ. 特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書書類
 - ③ 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑥ その他当社が普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるとき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①以上に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②以上に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （5）当社は、発病の状況または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合

第11条（当社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- （1）当社は、第9条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合で、当社が必要と認めたときは、当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断のために要した費用（注）は、当社が負担します。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）から第9条（死亡の推定）まで、第13条（職務または職務の変更に関する通知義務）、第22条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）、第25条（事故の通知）、第27条（保険金の請求）および第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

- この特約については、普通保険約款次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中、「傷害」とあるのは「特定感染症」
 - ② 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った。」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
 - ③ 第10条（2）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
 - ④ 第11条（保険責任の始期および経期）（3）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ⑤ 第12条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」
 - ⑥ 第12条（4）の規定中「傷害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」

- ⑦ 第12条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑧ 第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと」
- ⑨ 第19条(2)の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑩ 第19条(3)の規定中「傷害(注1)の発生した」とあるのは「特定感染症(注1)の発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「生じた傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑪ 第22条(保険料の返還または請求告知義務、職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑫ 第28条(保険金の支払時期)(1)①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無」とあるのは「発病の原因、特定感染症発病の有無」
- ⑬ 第28条(1)②の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」
- ⑭ 第28条(1)の規定中「前条」とあるのは「この特約第10条(保険金の請求)」
- ⑮ 第30条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第10条(保険金の請求)(1)に定める時」
- ⑯ 第31条(代位)の規定中「傷害」とあるのは「発病した特定感染症」

第14条(後遺障害保険金追加支払特約が付帯された場合の取扱い)
この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金追加支払特約が付帯された場合には、後遺障害保険金追加支払特約の規定中「普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)」とあるのは「この特約第5条(後遺障害保険金の支払)」、「普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した」と読み替えて適用します。

第15条(積立型基本特約が付帯された場合の取扱い)
この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条(保険料の払込方法)(4)規定中「事故が生じた日」とあるのは「事故が生じた日または特定感染症が発病した日」

② 第11条(保険契約の終了)(1)の規定中「傷害を被った時」とあるのは「傷害を被った時または特定感染症を発病した時」

③ 第11条(1)②の規定中「普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払額」とあるのは「普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金および同一保険年度内に発病した特定感染症に対するこの特約第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払額」

第16条(準用規定)
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

個人賠償責任特約

第5条(被保険者の範囲)について、「家族被保険者の範囲拡大に関する特約(個人賠償責任特約用)」により変更となります。あわせてご確認ください。

第1条(用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	次に掲げる偶然的事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然的事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然的事故 (注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅(注)をいいます。 (注)敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款第1条(用語の定義)の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)
当会社は、被保険者が、日本国内において生じた事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った

害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
第3条(保険金を支払わない場合—その1)
当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)
当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人(注2)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶(注3)・車両(注4)、銃器(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2) 被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
(注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
(注4) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。(注5) 空気銃を除きます。

第5条(被保険者の範囲)
(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ⑤ ②から④のいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故に限定する。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条(保険金の支払額)①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条(保険金を支払う損害の範囲)
当会社が第2条(保険金を支払う場合)により保険金を支払う対象となる損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって被る損害に限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき法律上の損害賠償責任の額
- ② 第8条(事故の発生)(1)②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用(注)
- ③ 第8条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用(注)
- ④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用(注)のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第9条(当会社による解決)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用(注)
- ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用(注)
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出

した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用（注）またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用（注）

（注）収入の喪失を含みません。

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償責任の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払う限度とします。
- ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条（事故の発生）

- （1）保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - A. 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
 - イ. A.の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被災した損害の額
- ② （1）②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ （1）③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償（注）を請求することによって取得することができたと認められる額
- ④ （1）④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（当社による解決）

当社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの実責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （2）（1）の損害の額は、それぞれ他の保険契約または共済契約の免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（保険金の請求）

- （1）当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当社が次条に定める必要と確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの（注）保険金の請求を第三者に委任する場合
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受ける

べき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出ると、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定するに保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （5）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当社は、それによって当社が被災した損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合（注）（2）、（3）または（5）の書類をいいます。

第12条（保険金の支払時期）

当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終了し、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ① ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

第13条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
（注）第6条（保険金を支払う損害の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）①または②の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
（注）第6条（保険金を支払う損害の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条（代位）

- （1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条 (重大事由解除に関する特則)

- (1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1) または普通保険約款第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)③の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由または同第19条(1)③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の額の損害

第16条 (普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第9条(死亡の推定)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第19条(重大事由による保険契約の解除)(2)、第23条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)ただし書、第26条(事故の通知)、第27条(保険金の請求)、第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)および第31条(代位)の規定は適用しません。

第17条 (普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条(用語の定義)「危険」の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ② 第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」
 - ③ 第12条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故による損害の発生前に」
 - ④ 第12条(4)の規定中「傷害」とあるのは「事故による損害」
 - ⑤ 第19条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ⑥ 第19条(3)の規定中「傷害」とあるのは「事故による損害」
 - ⑦ 第28条(保険金の支払時期)(2)から(4)までの規定中「(1)」とあるのは「この特約第12条(保険金の支払時期)」
 - ⑧ 第28条(2)④および⑤の規定中「①から④までの事項」とあるのは「①から⑤までの事項」
 - ⑨ 第30条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)(1)に定める時」

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

家族被保険者の範囲拡大に関する特約 (個人賠償責任特約用)

当会社は、この特約により、個人賠償責任特約第5条(被保険者の範囲)(1)①から⑤までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の末婚の子
- ⑤ ②から④のいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故に限ります。」

賠償事故解決特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
賠償事故	日本国内において発生した個人賠償責任特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する他人の身体障害または他人の財物の損壊をいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。
被保険者	個人賠償責任特約における被保険者をいいます。

第2条 (当会社による援助)

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第3条 (当会社による解決)

- (1) 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。
- (注) 弁護士を選任を含みます。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 個人賠償責任特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の免責金額を下回る時。

第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款、個人賠償責任特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - A. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - B. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) この特約において損害賠償額は、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

次①または②のうち、いずれか高い額

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

② 保険証券記載の免責金額

− 既に支払った損害賠償金の額

= 損害賠償額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2)①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券記載の保険金額を超えること認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款、個人賠償責任特約およびこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条 (損害賠償額の請求)

- (1) 当会社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるとします。
- (2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 当会社の定める事故状況報告書
 - ③ 示談書その他これに代わるべき書類
 - ④ 損害を証明する書類
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

- (4) (3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第6条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療

機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条 (損害賠償請求権の行使期限)

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使用することができます。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条 (個人賠償責任特約の適用除外)

この特約については、個人賠償責任特約第6条(支払保険金の範囲)⑤および同第9条(当会社による解決)の規定は適用しません。

第9条 (読み替え規定-個人賠償責任特約)

この特約については、個人賠償責任特約第7条(保険金の支払額)②の規定中「②から⑦までの」とあるのは「②から④までと⑥および⑦の」に読み替えて適用します。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、個人賠償責任特約の規定を準用します。

運動危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害に対しても、保険金を支払います。

特別危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故により被った傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 被保険者の職業が普通保険約款別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

保険料分割払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- （1）普通保険約款第12条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- （2）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注1）普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款第13条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- （3）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

第6条（追加保険料の払込み）

- （1）当社が前条の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- （2）当社は、保険契約者が前条（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- （3）前条（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （4）前条（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
（注1）普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- （5）前条（3）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける前に、その保険金を支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条（分割保険料不払の場合の事故の取扱い）

- （1）保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）（1）の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときには、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて（1）および次条（1）①の規定を適用します。

第9条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- （1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- （2）（1）の規定による解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② （1）②による解除の場合は、次回払込期日
- （3）（1）の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込

れた保険料から既経過期間に対し月割により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

保険料払込方法が口座振替による場合に、当社は、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注）に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
（注）当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

保険料分割払特約（一般団体契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社と、保険料相当額の集金について別途合意のある団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、当社は、その第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- （1）普通保険約款第12条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- （2）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注1）普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款第13条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- （3）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

第6条（追加保険料の払込み）

- （1）当社が前条の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- （2）当社は、保険契約者が前条（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- （3）前条（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （4）前条（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注

- 3) に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 (注1) 普通保険約款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
 (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
 (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
 (5) 前条(3)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条(分割保険料不払の場合の事故の取扱い)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の規定による解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し月割により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

保険料支払猶予特約

第1条(保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条(保険料領取前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領取する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条(保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

自動継続特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
意思表示締切日	この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険料分割払特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条(保険契約の継続)

- (1) 意思表示締切日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別除の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条(継続契約の分割保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の分割保険料は、継続証等記載の金額とします。
- (2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第5条(保険料不払の場合の事故の取扱い)

- (1) 保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、前条の分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときには、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)および次条(1)の規定を適用します。

第6条(継続契約の保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 保険契約者が、第4条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条(継続契約に適用される保険料率)

この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条(保険契約の継続)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

第8条(継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第9条(継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第3条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、これを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知に関しては、普通保険約款の規定を次のとおり読替えて適用します。
- ① 普通保険約款第1条(用語の定義)「告知事項」の規定中「保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの」とあるのは「自動継続のご案内において当会社が確認を求めたもの」
 - ② 普通保険約款第12条(告知義務)(2)および(3)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」
 - ③ 普通保険約款第12条(3)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」
 - ④ 普通保険約款第35条(契約内容の登録)(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」とします。
- (3) 継続証等に記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合に、その事実を当会社に告げなかったときは、当会社は、普通約保険款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)の規定を準用します。

第10条(普通保険約款等の読み替え)

この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのを「継続証等」と読み替えて適用します。

第11条(保険料分割払特約との関係)

この特約に規定しない事項については、保険料分割払特約の規定を適用します。

初回保険料口座振替特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一時に払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条(初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替に

- よる初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日(注)とします。
(注) 振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、当社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当社が口座振替請求を行った最も早い振替日(注)を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (注) その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当社は、保険料分割払特約の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に指定口座から当社の口座に振り替えます。

第4条(初回保険料払込み前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時に初回保険料を領取したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合には、当社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて(1)、(2)、(6)および次条(1)の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による傷害、損害、損失または費用に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故に対して保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条(解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 当社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条(準用規定)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。
- (2) (1)の場合において、この保険契約に自動継続特約が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

クレジットカード払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限りま。

第3条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
(注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定を適用しません。

- ① 当社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額的全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(2)①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について、保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額的全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

企業等の傷害保険金受取特約

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)から第8条(通院保険金の支払)までおよび第32条(死亡保険金受取人の変更)(9)の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金追加支払特約が付帯されているときは、当社は、同特約および普通保険約款第32条(死亡保険金受取人の変更)(9)の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

企業等の災害補償規定等特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款またはその普通保険約款に付帯された他の特約をいいます。

第2条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定にしたがいます。ただし、次に掲げる金額(注)を限度とします。
- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- (注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等にしががいます。ただし、遺族補償額(注)を限度とします。
- (注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

第3条 (保険金の請求)

- 保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。
- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
 - ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
 - ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条 (保険料の返還)

第2条(死亡保険金の支払)(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

準記名式契約特約 (全員付保) (同一保険金額用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、団体会員(注)全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(注) 下欄記載の者をいいます。

保険証券の被保険者氏名欄記載の者

第2条 (被保険者名簿)

- (1) 保険契約者は、常に団体会員(注)の全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- (注) 前条下欄記載の者をいいます。
- (2) 当会社は、(1)の名簿に記載のない者は、前条の規定にかかわらず、被保険者に含まれません。
- (3) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)または(3)の規定による解除があった場合、その被保険者は、(1)の名簿に記載がある場合でも未経過期間について、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条 (被保険者の増員または減員)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が増員または減員となった場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、被保険者が増員となるときは、当会社は、被保険者増員の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

す。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険} \\ \text{者1名あたりの保険金} \\ \text{額、入院保険金日額お} \\ \text{よび通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険者数} \\ \text{+ 増員数} \\ \text{の被保険者数} \end{array}$$

- (注) (1)の変更の事実をいいます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者の増員の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (注) (1)の変更の事実をいいます。
- 第5条 (保険料の返還または請求一被保険者の増員または減員)
- (1) 被保険者の増員または減員の事実(注)がある場合は、当会社は、その定めるところに従い保険料を請求または返還します。
- (注) 前条(1)の変更の事実をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者増員の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険} \\ \text{者1名あたりの保険金} \\ \text{額、入院保険金日額お} \\ \text{よび通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険者数} \\ \text{+ 増員数} \\ \text{の被保険者数} \end{array}$$

(注) 前条(1)の変更の事実をいいます。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

準記名式契約特約 (全員付保) (職名等別別保険金額用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、団体会員(注)全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(注) 下欄記載の者をいいます。

保険証券の被保険者氏名欄記載の者

第2条 (被保険者名簿)

- (1) 保険契約者は、常に団体会員(注)の全員を「保険証券添付職名別別保険金額明細書の区分」(以下「職名等」といいます。)別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- (注) 前条下欄記載の者をいいます。
- (2) 当会社は、(1)の名簿に記載のない者は、前条の規定にかかわらず、被保険者に含まれません。
- (3) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)または(3)の規定による解除があった場合、その被保険者は、(1)の名簿に記載がある場合でも未経過期間について、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条 (被保険者の増員または減員)

- (1) 保険契約締結の後、職名等別別被保険者が増員または減員となった場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、被保険者が増員となるときは、当会社は、被保険者増員の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{職名等ごとに定められた} \\ \text{保険証券記載の被保} \\ \text{険者1名あたりの保険} \\ \text{金額、入院保険金日額} \\ \text{および通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{職名等ごとに} \\ \text{当該職名等} \\ \text{の保険証券記載の} \\ \text{増員数} \\ \text{被保険者数} \end{array}$$

- (注) (1) の変更の事実をいいます。
- (3) (2) の規定は、当社が、(2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者増員の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

第5条 (保険料の返還または請求一被保険者の増員または減員)

- (1) 被保険者の増員または減員の事実(注)がある場合は、当社は、その定めるところに従い保険料を請求または返還します。
- (注) 前条(1)の変更の事実をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、被保険者増員の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{職名等ごとに定められ} \\ \text{た保険証券記載の被保} \\ \text{険者1名あたりの保険} \\ \text{金額、入院保険金日額} \\ \text{および通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{職名等ごとに定められた} \\ \text{保険証券記載の被保険者数} \\ \text{職名等ごとに} \\ \text{定められた保} \\ \text{険証券記載の} \\ \text{被保険者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該職} \\ \text{名等の} \\ \text{増員数} \end{array}$$

(注) 前条(1)の変更の事実をいいます。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

準記名式契約特約 (一部付保) (同一保険金額用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(業務) 保険証券の被保険者職業欄記載のとおり
(員数) 最大稼働人数：保険証券の被保険者数欄記載のとおり

第2条 (業務従事者名簿)

- (1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当社は、(1) の名簿に記載のない者は、前条の規定にかかわらず、被保険者を含みません。
- (3) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)または(3)の規定による解除があった場合、その被保険者は、(1) の名簿に記載がある場合でも未経過期間について、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条 (被保険者の増員または減員)

- (1) 保険契約締結の後、第1条(保険金を支払う場合)の員数が増員または減員となった場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、員数が増員となるときは、当社は、員数増員の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保} \\ \text{険者1名あたりの保険} \\ \text{金額、入院保険金日額} \\ \text{および通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の被保険者数} \\ \text{+ 増員数} \end{array}$$

(注) (1) の変更の事実をいいます。

- (3) (2) の規定は、当社が、(2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または員数増員の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

第5条 (保険料の返還または請求一被保険者の増員または減員)

- (1) 員数の増員または減員の事実(注)がある場合は、当社は、その定めるところに従い保険料を請求または返還します。

(注) 前条(1)の変更の事実をいいます。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、員数増員の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保} \\ \text{険者1名あたりの保険} \\ \text{金額、入院保険金日額} \\ \text{および通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の被保険者数} \\ \text{+ 増員数} \end{array}$$

(注) 前条(1)の変更の事実をいいます。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

準記名式契約特約 (一部付保) (職名等別保険金額用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(業務) 保険証券の被保険者職業欄記載のとおり
(員数) 最大稼働人数：保険証券の被保険者数欄記載のとおり

第2条 (業務従事者名簿)

- (1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を「保険証券添付職名別保険金額明細書の区分」(以下「職名等」といいます。)別に示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当社は、(1) の名簿に記載のない者は、前条の規定にかかわらず、被保険者を含みません。
- (3) 普通保険約款第20条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)または(3)の規定による解除があった場合、その被保険者は、(1) の名簿に記載がある場合でも未経過期間について、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条 (被保険者の増員または減員)

- (1) 保険契約締結の後、職名等別に第1条(保険金を支払う場合)の員数が増員または減員となった場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、員数が増員となるときは、当社は、員数増員の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{職名等ごとに定められ} \\ \text{た保険証券記載の被保} \\ \text{険者1名あたりの保険} \\ \text{金額、入院保険金日額} \\ \text{および通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{職名等ごとに} \\ \text{定められた保} \\ \text{険証券記載の} \\ \text{増員数} \\ \text{被保険者数} \end{array}$$

(注) (1) の変更の事実をいいます。

- (3) (2) の規定は、当社が、(2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または員数増員の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1) の変更の事実をいいます。

第5条 (保険料の返還または請求一被保険者の増員または減員)

- (1) 員数の増員または減員の事実(注)がある場合は、当社は、その定めるところに従い保険料を請求または返還します。
- (注) 前条(1)の変更の事実をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、員数増員の実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{職名等ごとに定められた} \\ \text{保険証券記載の被保} \\ \text{険者1名あたりの保険} \\ \text{金額、入院保険金日額} \\ \text{および通院保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{職名等ごとに} \\ \text{定められた保} \\ \text{険証券記載の} \\ \text{増員数} \\ \text{被保険者数} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{職名等ごとに定められた} \\ \text{保険証券記載の被保険者数} \end{array}$$

(注) 前条(1)の変更の事実をいいます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

通算短期率特約(団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

- | |
|---|
| (1) この保険契約に「管理下中の傷害危険補償特約」が付帯されている場合
管理下中の傷害危険補償特約の下欄に記載のとおり |
| (2) この保険契約に「就業中のみ危険補償特約」が付帯されている場合
保険証券記載の職業職務に従事中 |

第2条(所定の日)

(1) 前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

保険証券添付の年間活動予定表に記載の活動日

(2) 保険契約締結の後、(1)の所定の日の変更となる場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) (2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第3条(保険料の返還)

普通保険約款第23条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)および第25条(保険料の返還—解除の場合)の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当社は、保険料を返還しません。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

通算短期率特約(前年活動実績方式または平均活動日数方式用)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

- | |
|---|
| (1) この保険契約に「管理下中の傷害危険補償特約」が付帯されている場合
管理下中の傷害危険補償特約の下欄に記載のとおり |
| (2) この保険契約に「就業中のみ危険補償特約」が付帯されている場合
保険証券記載の職業職務に従事中 |

第2条(所定の日)

前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

第1条記載の活動を行っている日

第3条(保険料の返還)

普通保険約款第23条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)および第25条(保険料の返還—解除の場合)の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当社は、保険料を返還しません。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

1割以内異動不精算特約

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、保険期間の途中において被保険者が増加した場合において、その増加が保険期間の始期における被保険者数の1割以内であるときは、普通保険

約款第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定にかかわらず、保険料を請求することなく増加した被保険者が被った傷害に対しては、保険金を支払います。

第2条(保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第3条(被保険者の増加)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)に規定する割合を超える被保険者の増加があった場合には、保険契約者は、遅滞なく、当社に通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合は、当社は、被保険者数が第1条(保険金を支払う場合)に規定する割合を超えた時以降に発症した事故による傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の} \\ \text{保険金額、入} \\ \text{院保険金日額} \\ \text{および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被} \\ \text{保険者1名あたり} \\ \text{の保険金額、入院} \\ \text{保険金日額および} \\ \text{通院保険金日額} \end{array} \times 1.1 \times \begin{array}{l} \text{保険期間の始期における} \\ \text{被保険者数} \\ \text{の被} \\ \text{増員数} \\ \text{保険者数} \end{array}$$

(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または第1条(保険金を支払う場合)に規定する割合を超える被保険者の増加があった時から5年を経過した場合には適用しません。

第4条(追加保険料の請求—被保険者の増加)

(1) 前条(1)の規定による通知をする場合は、保険契約者は、当社に対し、第1条(保険金を支払う場合)に規定する割合を超える部分に相当する被保険者につき未経過期間に対し月割により計算した保険料を支払わなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に請求します。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の} \\ \text{保険金額、入} \\ \text{院保険金日額} \\ \text{および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被} \\ \text{保険者1名あたり} \\ \text{の保険金額、入院} \\ \text{保険金日額および} \\ \text{通院保険金日額} \end{array} \times 1.1 \times \begin{array}{l} \text{保険期間の始期における} \\ \text{被保険者数} \\ \text{の被} \\ \text{増員数} \\ \text{保険者数} \end{array}$$

第5条(保険金額および入院保険金日額等が職名等別に定められている場合の取扱い)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額が職名等別に定められている場合は、前4条の規定については職名等ごとに適用するものとします。

管理下中の傷害危険補償特約

当社は、この特約により、被保険者が下欄記載の間に被った傷害に限り、保険金を支払います。

保険証券の職業職務欄記載のとおり

行事参加者の傷害危険補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
行事	保険証券記載の行事をいいます。
行事に参加している間	被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。
被保険者	保険証券に記載の者をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が保険証券記載の行事に参加している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条(保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第5条（保険金の請求）

- 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）および同条（3）に規定する書類のほか、行事の主催者が発行する行事に参加している間に生じた事故であることを証明する事故証明書提出しなければなりません。
- この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「前条（2）、（3）およびこの特約第5条（保険金の請求）（1）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

施設入場者の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
施設	保険証券記載の施設をいいます。
被保険者	保険証券に記載の者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が施設内において被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、施設ごとに、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第5条（保険金の請求）

- 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）および（3）に規定する書類のほか、施設の管理責任者が発行する施設内において生じた事故であることを証明する事故証明書提出しなければなりません。
- この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「前条（2）、（3）およびこの特約第5条（保険金の請求）（1）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

バッティングセンター内における傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
施設	保険証券記載のバッティングセンター（注）をいいます。 （注）オートテニス場等を含みます。
被保険者	利用者として施設に入場中の者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が施設内において被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載のマシンの台数}} = \text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

第4条（台数の変更）

- 保険契約締結の後、マシンの台数を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知を

しなかった場合において、変更後の台数が変更前の台数よりも多いときは、台数変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、前条の規定にかかわらず、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{事故発生時におけるマシンの台数}} = \text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

- （注）（1）の規定による変更の事実をいいます。
- （3）（2）の規定は、当社が、（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合またはマシンの台数変更（注）の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（保険料の返還または請求—台数の変更の場合）

- 前条（1）の規定による台数の変更がある場合は、当社は、その定めるところに従い、保険料を返還または請求します。
- 当社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- （3）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、第3条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{事故発生時におけるマシンの台数}} = \text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

（注）前条（1）の規定による変更の事実をいいます。

第6条（保険金の請求）

- 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）および（3）に規定する書類のほか、施設の管理責任者が発行する施設内において生じた事故であることを証明する事故証明書提出しなければなりません。
- この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（1）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）、同条（3）およびこの特約第6条（保険金の請求）（1）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第3条における「保険証券記載のマシンの台数」は、保険証券の「被保険者数欄」に記載されている人数をマシン台数と読み替えて適用します。

ゴルフ場における落雷による傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	保険証券記載のゴルフ場をいいます。
被保険者	ゴルフをする目的で入場した者であって、かつ、ゴルフ場所定の受付名簿に記載された者およびキャディーをいいます。
保険金	死亡保険金または後遺障害保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者がゴルフ場内において落雷によって被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（支払保険金）

第1条（保険金を支払う場合）の規定により当社が支払う保険金は、死亡保険金および後遺障害保険金のみとします。

第4条（保険金額）

保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（ホール数の変更）

- 保険契約締結の後、ゴルフ場のホール数を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知を

しなかった場合において、変更後のホール数が変更前のホール数よりも多いときは、ホール変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、被保険者1名に対する保険金額は、前条の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{事故発生時におけるホール数}} = \text{各被保険者の保険金額}$$

（注）（1）の規定による変更の事実をいいます。

- （3）（2）の規定は、当社が（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合またはホール数変更（注）の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（注）（1）の規定による変更の事実をいいます。

第6条（保険料の返還または請求等－ホール数の変更）

（1）前条（1）の規定によるホール数の変更がある場合は、当社は、その定めるところに従い、保険料を返還または請求します。

（2）当社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（3）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、第3条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{事故発生時におけるホール数}} = \text{各被保険者の保険金額}$$

（注）前条（1）の規定による変更の事実をいいます。

第7条（保険金の請求）

（1）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）および（3）に規定する書類のほか、ゴルフ場の管理責任者が発行するゴルフ場内において落雷によって被った傷害であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

（2）この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（1）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）、同条（3）およびこの特約第7条（保険金の請求）（1）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第5条および第6条における「保険証券記載のホール数」は、以下の数値とします。
 （保険証券の「被保険者数欄」に表示された人数）÷12

交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
交通乗用具	保険証券記載の交通乗用具をいいます。
被保険者	交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）とします。ただし、交通乗用具が総トン数5以上の船舶である場合には、その船舶の乗組員を含まないものとします。 （注1）隔壁等により通行できないよう仕切られている場所を除きます。 （注2）運転者、運転補助者を含み、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内において保険証券記載の交通乗用具に搭乗している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

（1）被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{定員（注）}} = \text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

（注）保険証券記載の搭乗定員をいいます。

（2）（1）の規定にかかわらず、同一事故により傷害を被った被保険者数が定員（注）を超える場合の被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、それぞれ次の算式により算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{害を被った被保険者数}} = \text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

（注）保険証券記載の乗車定員をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

自動車運転中の傷害危険補償特約（運転者記名・車特定方式用）

当社は、この特約により、被保険者が日本国内において保険証券記載の自動車を運転中に被った傷害に限り、保険金を支払います。

自動車運転中の傷害危険補償特約（運転者記名・車不特定方式用）

当社は、この特約により、被保険者が日本国内において自動車を運転中に被った傷害に限り、保険金を支払います。

自動車運転中の傷害危険補償特約（運転者無記名・車特定方式用）

当社は、この特約により、保険証券記載の自動車を運転中の者を被保険者とし、被保険者が日本国内においてその自動車を運転中に被った傷害に限り、保険金を支払います。

自動車搭乗中の傷害危険補償特約（車特定方式用）

当社は、この特約により、被保険者が日本国内において保険証券記載の自動車の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注1）に搭乗している間（注2）に被った傷害に限り、保険金を支払います。

（注1）隔壁等により通行できないよう仕切られている場所を除きます。

（注2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

自動車搭乗中の傷害危険補償特約（車不特定方式用）

当社は、この特約により、被保険者が日本国内において自動車の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注1）に搭乗している間（注2）に搭乗中に被った傷害に限り、保険金を支払います。

（注1）隔壁等により通行できないよう仕切られている場所を除きます。

（注2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

貨馬搭乗中の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貨馬	保険証券記載の貨馬をいいます。
被保険者	利用客として貨馬に搭乗中の者とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が貨馬に搭乗している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、次の算式により算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{貨馬の頭数}} = \text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

第4条（貨馬頭数の変更）

（1）保険契約締結の後、貨馬の頭数を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

（2）保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知をしなかった場合において、変更後の頭数が変更前の頭数よりも多いときは、頭数変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、前条の規定にかかわらず、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{事故発生時に被った貨馬の頭数}} = \text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

（注）（1）の規定による変更の事実をいいます。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または賞馬の頭数変更(注)の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1)の規定による変更の事実をいいます。

第5条(保険料の返還または請求等—賞馬頭数の変更)

- (1) 前条(1)の規定による賞馬頭数の変更がある場合は、当会社は、その定めるところに従い、保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、第3条(保険金額および入院保険金日額等)の規定にかかわらず、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の保険金額} \times \text{事故発生時に被保険者1名に対する保険金額、} \div \text{入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{おける賞馬の頭数}} = \text{入院保険金日額および通院保険金日額}$$

(注) 前条(1)の規定による変更の事実をいいます。

- #### 第6条(同一事故により2名以上が傷害を被った場合の保険金額および入院保険金日額等)
- 前3条の規定にかかわらず、同一の賞馬に搭乗中の被保険者2名以上が同一事故により傷害を被った場合のその被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、それぞれ次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額(注)}}{\text{その事故により傷害を被った被保険者数}} = \frac{\text{その事故により傷害を被った被保険者1名に対する保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}$$

(注) 第3条(保険金額および入院保険金日額等)から前条までの規定にもとづき算出した金額をいいます。

第7条(保険金の請求)

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条(保険金の請求)(2)および(3)に規定する書類のほか、賞馬の管理責任者が発行する賞馬に搭乗している間に生じた事故であることを証明する事故証明書を出さなければなりません。
- (2) この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条(保険金の支払時期)(1)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「普通保険約款第27条(保険金の請求)(2)、同条(3)およびこの特約第7条(保険金の請求)(1)の規定による手続」と読み替えて適用します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第3条における「賞馬の頭数」は、保険証券の「被保険者数欄」に記載されている人数を賞馬の頭数と読み替えて適用します。

包括契約特約(毎月報告・毎月精算用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込期日に払い込まれるべき確定保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 確定保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約が解除できるときは、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

包括契約特約(毎月報告・一括精算用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料を当会社の請求後遅滞なく払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約が解除できるときは、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領取するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

包括契約特約 (一括報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条 (暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (通知)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

脱漏の生じた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合にはこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条 (確定保険料)

保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

スポーツ団体傷害保険特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が日本国内において保険証券記載の団体の管理下で行う運動競技中またはそのための練習中に普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第2条 (運動競技種目)

前条の「運動競技」の種目は、次に掲げるものをいいます。

A	山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセーリング搭乗、パラグライダー搭乗
B	レスリング、ボクシング、相撲、空手、拳法、アメリカンフットボール、スキー、ホッケー、アイスホッケー、馬術、ラグビー、サッカー、硬式野球、柔道、自動車操縦、水上スキー、ワンダーホーゲル、バイアスロン、カヌー、近代五種、合気道
C	剣道、フェンシング、自転車乗用、スケート、卓球、庭球、水泳、軟式野球、ハンドボール、射撃、バスケットボール、バレーボール、ボート、ヨット、陸

上競技、重量挙げ、バドミントン、ゴルフ、ソフトボール、弓道、アーチェリー、体操、なぎなた、ボディビル
--

第3条 (運動競技種目間の関係)

当会社は、運動競技種目のBを行うこととして契約した被保険者が運動競技種目のAを行っている間(注)または運動競技種目のCを行うこととして契約した被保険者が運動競技種目のAもしくはBを行っていた間(注)に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) そのための練習を行っている間を含みます。

第4条 (被保険者の増員)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が増員となる場合には、保険契約者は、書面をもって増員者の氏名、性別、年齢および運動競技種目を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 増員者の保険期間は、当会社が(1)の規定による承認をした日から保険証券記載の保険期間の末日までとします。
- (3) 当会社は、増員者についてはその保険期間の月数(注)に対し、月割をもって計算した保険料を追加保険料として請求します。
(注) 保険期間に1か月未満の端日数があるときは、これを1か月とします。
- (4) (3)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、追加保険料領取前に生じた事故による増員者の傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (被保険者の減員)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が減員となる場合には、保険契約者は、書面をもって減員者の氏名、性別、年齢および運動競技種目を当会社に通知して、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定による承認をしたときは、減員者について既経過期間の月数(注)に対し、普通保険約款別表5に掲げる短期料率により計算した保険料を既取保険料から差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
(注) 既経過期間に1か月未満の端日数があるときは、これを1か月とします。

第6条 (運動競技種目の変更)

保険契約締結の後、被保険者が運動競技の種目を変更する場合には第4条(被保険者の増員)または前条の規定を準用します。

第7条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条(保険金の請求)に規定する書類のほか、保険証券記載の団体の責任者が発行する事故証明書を提出しなければなりません。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

P T A 団体傷害保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学校・保育所	次の①～③のいずれかをいいます。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学を除く学校 ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所(注) ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園(注)家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。
単位P T A	学校・保育所単位のP T Aをいいます。
P T A	父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体を行います。
P T A行事	日本国内において単位P T Aまたはその単位P T Aが所属している組織または構成員となっている組織が企画・立案し主催するまたは共催する行事でP T A総会、運営委員会など、P T A会則(注)に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 (注) 名称の如何を問いません。
P T Aの管理下	単位P T Aまたはその単位P T Aが所属している組織または構成員となっている組織の指揮、監督および指導下をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が自己の所属するP T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支

払います。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害に対しては保険金を支払いません。

(2) (1)のPTA Aの管理下におけるPTA A行事には、被保険者がPTA A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復を含みます。

第3条（保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（保険料の返還・解除の場合）

普通保険約款第25条（保険料の返還・解除の場合）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料は返還しません。

第5条（保険金の請求）

(1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）に規定する書類のほか行事の主催者が発行するPTA A行事参加中の事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

(2) この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）(1)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「普通保険約款第27条（保険金の請求）(2)、同条(3)およびこの特約第5条（保険金の請求）(1)の規定による手続」と読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

シルバー人材センター団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
センター等	公益法人であるシルバー人材センター連合の会員となっている保険証券記載のシルバー人材センター等の団体をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- センター等が被保険者に対して提供した仕事に従事中（注1）。ただし、次条(1)に規定する被保険者の住居で仕事に従事している間を除きます。
 - センター等の提供する仕事に従事するため、センター等の指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中
 - センター等が主催し、または指定する、仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習会および各種運営会議（注2）に出席中ならびに講習会会場または総会、理事会、各種運営会議会場と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中
 - センター等が主催する就業の一環であるボランティア活動に参加中ならびに活動場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中
- (注1) 仕事に従事する場所から他の仕事に従事する場所への移動中を含みます。
(注2) 班会議、班長会議、委員会等をいいます。

第3条（被保険者の範囲）

- 被保険者は、センター等のすべての正会員とします。
- (1)の正会員とは、センター等の目的に賛同しその事業を理解している次に該当する者であって理事会の承認を得た者をいいます。
 - センター等の管轄地域内に居住する原則として60歳以上の者であること。
 - 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。
- この保険契約の締結後、センター等に入会した正会員は、その時から被保険者の資格を得ます。
- 正会員が退会した場合または除名された場合は、その時から被保険者の資格を失います。
- 普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）または(3)の規定による解除があった場合、その被保険者は、(1)から(4)までの規定にかかわらず、未経過期間について、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に被保険者である正会員の名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条（暫定保険料の払込み）

- 保険契約者は、保険契約締結と同時に、その時における被保険者数に基づいて算出した暫定保険料を払い込まなければなりません。
- 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第7条（被保険者数の通知および確定保険料の算出）

- 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険期間中の各月一日における被保険者数を、当会社に通知しなければなりません。
- 当社は、(1)の規定による通知に基づき確定保険料を算出し、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。

第8条（保険料の返還・失効または解除の場合）

普通約款保険第23条（保険料の返還・無効または失効の場合）(2)および第25条（保険料の返還・解除の場合）の規定にかかわらず、保険契約が失効した場合は保険契約者もしくは被保険者が保険契約を解除した場合は、当社は、暫定保険料は返還しません。

第9条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

老人クラブ団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
老人クラブ組織	老人クラブ（注）またはその上部組織である老人クラブ連合会をいいます。 (注) 老人の老後の生活を豊かなものにし、老人の福祉の増進に資することを目的とする団体で、社会奉仕活動、生きがいを高めるための各種活動および健康づくりにかかわる各種活動を総合的に実施する団体をいいます。
老人クラブ組織の管理下	老人クラブ組織の指揮、監督および指導下をいいます。
老人クラブ組織の行事	日本国内において老人クラブ組織が企画・立案し主催または共催する行事で老人クラブの総会、例会など、老人クラブ組織の会則（注）に基づき手続を経て決定されたものをいいます。 (注) 名称の如何を問いません。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- 被保険者が自己の所属する老人クラブ組織の管理下において老人クラブ組織の行事に参加している間
- ①の行事が行われる場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中

第3条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払条件）

当社は、普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）および第8条（通院保険金の支払）の規定にかかわらず、事故の発生の日から起算して7日目においてなお被保険者の身体が普通保険約款第7条(1)に規定する入院保険金または第8条(1)もしくは(2)に規定する通院保険金の支払を受けるべき状態にある場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第4条（被保険者の増員または減員）

- 保険契約締結の後、被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、増員者または減員者の氏名、年齢、性別を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- 当社は、(1)の増員者についても、保険期間1年間に対する保険料を請求し、また、減員者に対しては、保険料は返還しません。
- (2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、追加保険料額取前に生じた事故による増員者の傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金の請求書類）

- 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）に規定する書類のほか、老人クラブ組織の責任者が発行する老人クラブ組織の行事参加中の事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。
- この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）(1)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「普通保険約款第27条（保険金の請求）(2)、同条(3)およびこの特約第5条（保険金の請求書類）(1)の規定による手続」と読み替えて適用します。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）および第22条（保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)から(5)までの規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

細菌性・ウイルス性食中毒補償特約（老人クラブ団体傷害保険用）

第1条（普通保険約款の読み替え）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。
（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この保険契約に特定感染症危険補償特約が付帯されている場合には、当該特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（フランチイズなし）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
課外活動	学校の規則に則った所定の手続により学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。
学校	保険証券記載の学校（注）をいいます。 （注）保育所、学習塾等を含みます。
学校行事	入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。
学校施設	学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設（注）をいいます。 （注）園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。
記名式	保険証券に被保険者名を記載する契約方式をいいます。
教育活動行事	教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事（注）をいいます。 （注）学校の教職員が引率するものに限りです。
準記名式	保険証券に被保険者名を記載しない契約方式をいいます。
大学	学校教育法に基づく大学等をいい、短期大学を含み、大学院を除きます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が学校の管理下にある間に普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（学校の管理下）

（1）前条の「学校の管理下」とは、学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所（家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。）または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく認定こども園の場合
ア．学校の授業（注1）中
イ．在校中
ウ．教育活動行事への参加中
エ．登下校中
- ② 大学の場合
ア．学校の授業（注2）中。なお、次に掲げる間を含みます。
（7）指導教員の指示に基づき、卒業論文研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等専ら被保険者の私生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。
（8）指導教員の指示に基づき、授業（注2）の準備もしくは後始末を行っている間または授業（注2）を行う場所、学校の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
（9）大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第28条の規定に基づき、他の大学（注3）の正課を履修している間

- イ．在校中
- ウ．学校行事への参加中
- エ．学校に届け出た課外活動中。ただし、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
- オ．登下校中

③ 学校教育法に基づく専修学校および各種学校の場合

- ア．学校の授業（注2）中。なお、次に掲げる間を含みます。
（7）指導教員の指示に基づき、卒業研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等専ら被保険者の私生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。
（8）指導教員の指示に基づき、授業（注2）の準備もしくは後始末を行っている間または学校の図書館・資料室において研究活動を行っている間

- イ．在校中
 - ウ．学校行事参加中
 - エ．登下校中
- ④ 学習塾、珠算塾および書道塾の場合

- ア．学校の授業（注4）中
 - イ．在校中
 - ウ．登下校中
- （注1）保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。
（注2）学校の講義、実験・実習、演習または実技による授業をいいます。
（注3）外国の大学を含みます。
（注4）学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、父兄会等を含みます。

- （2）（1）①から④までの「在校中」とは、授業（注）開始前、授業（注）と授業（注）の間または授業（注）終了後において、学校施設内にいる間をいいます。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限りです。
（注）学校の種別によりそれぞれ（1）①から④までにいう授業をいいます。
（3）（1）①から④までの「登下校中」とは、授業等（注1）のため、住居と学校施設（注2）とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。
（注1）授業（注3）、教育活動行事、学校行事または課外活動をいいます。
（注2）学校施設以外の場所で授業等（注1）が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
（注3）学校の種別によりそれぞれ（1）①から④までにいう授業をいいます。
（4）被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設（注1）から被保険者の勤務地へ赴く場合には、その登校または下校については、（3）の「住居」とあるのを「勤務地」と読み替えて（3）の規定を適用します。
（注1）学校施設以外の場所で授業等（注2）が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
（注2）授業（注3）、教育活動行事、学校行事または課外活動をいいます。
（注3）学校の種別によりそれぞれ（1）①から④までにいう授業をいいます。
（5）被保険者が、（3）の往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合において、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、（1）①から④までの「登下校中」とします。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活に必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、（1）①から④までの「登下校中」といいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）③に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当社は、大学の課外活動中の被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）①に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第6条（契約の方式）

次条から第16条（分割保険料不払による保険契約の解除—準記名式契約）までの規定の適用にあたっては、契約の方式により、それぞれ次に掲げるとおりとします。

- ① この保険契約が、記名式の場合には、第10条（被保険者の範囲—準記名式契約）から第16条までの規定は適用せず、次条から第9条（分割保険料不払による保険契約の解除—記名式契約）までの規定によります。
- ② この保険契約が、準記名式の場合には、次条から第9条までの規定は適用せず、第10条から第16条までの規定によります。

第7条（被保険者の増員または減員—記名式契約）

- （1）保険期間の途中において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- （2）被保険者が増員となる場合において、増員者の保険期間は、（1）の通知があった日から保険証券記載の保険期間の末日までとします。
- （3）（1）の規定による通知があった場合には、当社は、その定めるところに従い、保険料を請求または返還します。
- （4）（3）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故により増員者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険料の分割払—記名式契約）

- （1）保険料は、12回に分割して払い込むことができます。
- （2）（1）の規定により保険料を分割して払い込む場合には、次の①から④までの規定によります。

- ① 第1回の保険料は、保険契約締結と同時に払い込むものとします。
- ② 第2回以降の保険料は、保険証券記載の払込期日後1週間以内に払い込むものとします。
- ③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料領収前におよび事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 当会社が1被保険者について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、死亡保険金の支払を受ける以前に、その死亡保険金が支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（分割保険料不払による保険契約の解除—記名式契約）

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が前条（2）①、②および④の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第10条（被保険者の範囲—準記名式契約）

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者として。ただし、次条に規定する名簿に記載のない者は被保険者を含みません。
- (2) この保険契約の成立後、保険証券記載の被保険者に該当した者は、その該当した時から被保険者となり、保険証券記載の被保険者に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時から被保険者の資格を失います。
- (3) 普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）または（3）の規定による解除があった場合、その被保険者は、次条に規定する名簿に記載がある場合でも未経過期間について、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

第11条（被保険者名簿—準記名式契約）

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第12条（暫定保険料の払込み—準記名式契約）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、その時における被保険者数に基づいて算出した暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第13条（通知—準記名式契約）

- (1) 保険契約者は、毎月の保険責任開始日に応ずる日（注1）を通知日とし、在籍被保険者数（注2）を、毎通知日後30日以内に当会社に通知しなければなりません。
（注1） 応ずる日のない場合は、その月の末日とします。
（注2） 通知日における被保険者の数をいいます。
- (2) 在籍被保険者数の計算において、当会社が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の規定により死亡保険金を支払ったまたは支払うべき傷害を被った被保険者については、保険期間中に被保険者でなくなった場合においても被保険者として数えるものとします。
- (3) （1）の規定による通知がなされた場合は、当会社が受領していた通知のうちの最終のものにおける通知人数をその通知日の通知人数とみなします。
- (4) 保険契約者の故意または重大な過失により、最終通知人数（注1）が、實際在籍人数（注2）より少なかった場合には、当会社は、その通知日以後に生じた事故による傷害に対しては、最終通知人数（注1）の實際在籍人数（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
（注1） 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被る直前の通知日の通知人数をいいます。
（注2） 被保険者が第2条の傷害を被る直前の通知日における実際の在籍被保険者数をいいます。
- (5) （4）の規定は、当会社が、（1）の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第14条（確定保険料—準記名式契約）

保険期間終了後、保険契約者は、前条の規定による通知による通知人数に基づき算出された確定保険料と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算しなければなりません。

第15条（保険料の分割払—準記名式契約）

- (1) 保険料は、12回に分割して払い込むことができます。
- (2) （1）の規定により保険料を分割して払い込む場合には、前3条の規定は適用せず、次の規定によります。
 - ① 第1回の保険料は、1被保険者について定めた年間保険料の12分の1に、この保険契約の成立の時における被保険者の総員数を乗じた額とし、保険契約締結と同時に払い込むものとします。
 - ② 第2回以降の保険料は、1被保険者について定めた年間保険料の12分の1に、毎月所定の払込期日における被保険者の総員数（注）を乗じた額とし、保険証券記載の払込期日後1週間以内に払い込むものとします。
 - ③ 当会社は、保険契約者が①および②の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ④ 当会社が1被保険者について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、死亡保険金の支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時に払

い込まなければなりません。

（注）④の規定により保険料を支払った被保険者数を除きます。

第16条（分割保険料不払による保険契約の解除—準記名式契約）

保険料を分割して払い込む場合において、保険契約者が前条（2）①、②および④の規定に従い分割保険料を払い込まないときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第18条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）および（3）に規定する書類のほか、校長、團長、学長等が発行する学校の管理下にある間に生じた事故であることを証明する事故証明書を出さなければなりません。
- (2) この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（1）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）、同条（3）およびこの特約第18条（保険金の請求）（1）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第19条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）の規定は適用しません。

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

留守家庭児童団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名式	保険証券に被保険者名を記載する契約方式をいいます。
施設	保険証券記載の施設をいいます。
施設の行事	施設の行事としての遠足等をいいます。ただし、施設の職員が引率するものに限りません。
準記名式	保険証券に被保険者名を記載しない契約方式をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が施設の管理下にある間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（施設の管理下）

- (1) 前条の「施設の管理下」とは、次に掲げる間をいいます。
 - ① 施設内にいる間
 - ② 施設の行事に参加している間
 - ③ 住居と施設（注）とを、合理的な経路および方法により往復している間
 （注）施設以外の場所で施設の行事が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
- (2) 被保険者の学校（注1）から施設（注2）へ赴く場合には、その間については、（1）③の「住居」とあるのを「学校（注1）」と読み替えて適用します。
 - （注1） 幼稚園を含みます。
 - （注2） 施設以外の場所で施設の行事が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）③に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第6条（契約の方式）

次条から第10条（被保険者の増員または減員—準記名式契約）までの規定の適用にあたっては、契約の方式により、それぞれ次に掲げるとおりとします。

- ① この保険契約が、記名式による場合には、第8条（被保険者の範囲—準記名式契約）から第10条までの規定は適用せず、次条の規定によります。
- ② この保険契約が、準記名式による場合には、次条の規定は適用せず、第8条から第10条までの規定によります。

第7条（被保険者の増員または減員—記名式契約）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、増員者の承認期間は、当会社が（1）の承認をした日から保険証券記載の保険期間の末日までとします。
- (3) （1）の規定による承認をする場合には、当会社は、その定めるところに従い、保険料を請求または返還します。
- (4) （3）の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、

保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故により増員者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（被保険者の範囲一準記名式契約）

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者となります。
- (2) この保険契約の成立後、保険証券記載の被保険者に該当した時から被保険者となり、保険証券記載の被保険者に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時から被保険者の資格を失います。
- (3) 普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）または（3）の規定による解除があった場合、その被保険者は、次に規定する名簿に記載がある場合でも未経過期間について、この保険契約の被保険者ではなくなるものとします。

第9条（被保険者名簿一準記名式契約）

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第10条（被保険者の増員または減員一準記名式契約）

- (1) 保険期間の途中において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。
- (2) この特約において、「被保険者の増員」とは、第8条（被保険者の範囲一準記名式契約）（1）に規定する被保険者の数が保険証券記載の被保険者数を超えた場合をいい、「被保険者の減員」とは、（1）に規定する被保険者の数が保険証券記載の被保険者数に満たなくなった場合をいいます。
- (3) (2)の被保険者の数の計算において、当社が死亡保険金を支払ったまたは支払うべき傷害を被った被保険者については、保険期間中に被保険者でなくなった場合においても被保険者として数えるものとします。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）または（2）の規定による通知をしなかった場合において、被保険者が増員となるときは、当社は、被保険者が増員した後に生じた事故による傷害に対しては、第5条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、当社は、次の算式により算出した金額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険} \\ \text{者1名あたりの保険金} \\ \text{額、入院保険金日額お} \\ \text{よび通院保険金日額} \end{array} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載} \\ \text{の被保険者数} + \text{増員数}} \end{array}$$

- (4)（4）の規定は、当社が、（4）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者の増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

第11条（保険料の請求または返還一被保険者の増員または減員）

- (1) 被保険者の増員または減員の事実がある場合は、当社は、その定めるところに従い、保険料を請求または返還します。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、第5条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、当社は、次の算式により算出した金額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とします。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険} \\ \text{金額、入院保険金} \\ \text{日額および通院保} \\ \text{険金日額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険} \\ \text{者1名あたりの保険金} \\ \text{額、入院保険金日額お} \\ \text{よび通院保険金日額} \end{array} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載} \\ \text{の被保険者数} + \text{増員数}} \end{array}$$

第12条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）および（3）に規定する書類のほか、施設の代表者が発行する施設の管理下にある生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。
- (2) この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（1）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「普通保険約款第27条（保険金の請求）（2）、同条（3）およびこの特約第12条（保険金の請求）（1）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第13条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合一その2）の規定は適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

行政委嘱委員団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、被保険者が国または地方公共団体から委嘱を受けた業務に従事中（注）、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
（注）業務遂行場所への往復途上を含みます。

第3条（被保険者）

この特約における被保険者は、国または地方公共団体から業務の委嘱を受けた行政委嘱委員をいいます。

第4条（保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。なお、1被保険者が2以上の業務を委嘱された場合においても、1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額を限度とします。

第5条（帳簿の備え付け）

保険契約者は、保険期間中に委嘱する業務ごとに被保険者名を記載した帳簿を備え付けることとし、当社が必要と認めた場合は、いつでも閲覧させなければなりません。

第6条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第7条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、第5条（帳簿の備え付け）の帳簿に基づき保険期間中のすべての被保険者数および業務日数について、当社への定める通知書に必要項目を記載して、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者の故意または重大な過失により（1）の規定による通知に脱漏があった場合は、その脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)（1）の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。ただし、（2）の規定に基づいて保険金が支払われている場合にはこの規定は適用しません。
- (4)（2）の規定は、当社が、（1）の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第8条（確定保険料）

保険契約者は、保険期間終了後に前条の規定による通知に基づく保険期間中の確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第9条（保険契約解除の場合の保険料精算）

この保険契約が解除された場合は、保険契約者は、解除された時までの保険期間に対する確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算するものとします。

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合一その2）、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定中「（1）の傷害」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）の傷害」
 - ② 普通保険約款の規定中「第2条（保険金を支払う場合）」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）」

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

往復途上傷害危険補償特約

【ご注意】

- 「行事参加者の傷害危険補償特約」を同時にセットされる場合この特約中の空欄(①～③)は次のとおりとします。
 - ① 行事参加者の傷害危険補償特約第2条
 - ② 契約者
 - ③ 保険証券記載の行事への参加の
- 上記(①～③)とは異なる文言を適用する場合および「行事参加者の傷害危険補償特約」をセットされない場合この特約中の空欄(①～③)を埋めたものを別途保険証券に添付します。

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、①_____に規定する傷害のほか、被保険者が②_____所定の集合・解散場所(注)と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

(注) 保険契約者の備える資料により確定しているものに限りです。

第2条 (被保険者)

この特約における被保険者は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に規定する被保険者のうち、③_____目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者に限ります。

共同保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行為事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

訴訟の提起特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第37条(訴訟の提起)の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

条件付テロ危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第2条 (テロ危険の補償)

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)①の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - 「㊟ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為を除きます。」
- (2) 当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)①以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第3条 (この特約の解除)

当会社は、テロ行為の危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

第4条 (特約解除の効力)

前条の規定により当会社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第2条(テロ危険の補償)の読み替えはなかつたものとします。

保険料払込猶予特約

第1条 (保険料の払込猶予)

当会社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当会社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日から保険期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間(注) 猶予します。

(注) 以下「猶予期間」といいます。

第2条 (保険料領取前の当会社の支払責任に関する取扱い)

当会社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領取前の当会社の支払責任に関する規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険責任期間延長特約

第1条 (保険責任期間延長の承認)

- (1) 当会社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、かつ、当会社はその申出を承認した場合には、この特約に従い、継続される保険契約(注)の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までのこの保険契約の保険責任を延長します。

(注) この保険契約の保険期間の末日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約の継続の手續ができる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

- (2) (1)の承認をする場合においても、当会社は、延長した保険責任期間に対する追加保険料の請求は行いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための交付金の交付手續が終了し交付金を受領する日をいい、その会計年度等における第1回目の交付金の受領日に限るものとします。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等(注1)であること。
- ② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日(注2)から、交付金受領日までの間であること。
- ③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされてこのこと。

(注1) 国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。
(注2) 保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

第3条 (保険料の払込猶予)

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日(注)までに払い込まれた場合には、この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。

(注) その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用)」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合(以下「公共団体等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合(以下「公共団体等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする継続保険契約(「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。)が締結されている場合には、この特約は適用しません。

1. 保険期間の末日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払込みをすることができない場合

「保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用)」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等(注)(以下「独立行政法人等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までの間である場合
2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合

(注) 国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。